

令和6年度
広島版「学びから始まる地域づくりプロジェクト」支援事業 実施要項

1 趣 旨

- (1) 地域住民にとって最も身近な学習・交流の活動拠点である社会教育関係施設機関等職員等（公民館及び公民館類似施設（コミュニティセンター）等の社会教育関係施設）が行政（首長部局）や大学・企業・NPO、地域の関係機関・団体等と連携・協働して地域課題に対応した学習機会を提供し、学びを通じた地域づくりの活動を促進するための拠点として重要な役割を果たせるよう支援する。
- (2) 住民の主体的・協働的な学びを通じた地域づくりの活動を促進する事業モデルを実証開発し、それぞれの公民館等での活動をコーディネートできる人材（社会教育関係施設機関等職員等）の育成を図る。
- (3) 上記事業の構築に当たっては、県及び市町の社会教育主事等がその役割を發揮し、専門性（有用性）を生かす仕組みを取り入れる。

2 主 催

広島県教育委員会（主管：広島県立生涯学習センター）

3 取組内容

- (1) 広島県教育委員会（広島県立生涯学習センター）の取組

ア モデル市町の選定

事業の成果・検証を図るため、社会や地域の課題解決に係る講座・事業の取組状況、実施体制や想定される地域課題、専門的な職員の配置状況などを総合的に勘案し、市町の課題やニーズを調整の上、モデル市町として4市町程度を選定する。（0年次支援市町も含む。）

イ 社会教育関係施設機関等職員等研修の実施

「広島版「学びから始まる地域づくりプロジェクト」」（略称「ひろプロ」、以下「ひろプロ」という。）支援事業を推進するため、地域づくりのための学習プロジェクト立案研修を実施し、「ひろプロ」の企画・調整・運営を務める公民館等職員の当該事業実施を見据えたプロジェクトの企画力やコーディネート力の向上を図る。

ウ 取組の支援

社会教育主事等の専門的な職員が市町を訪問し、モデル市町の職員（社会教育主事や社会教育関係施設機関等職員）への助言や取組の支援（知事部局等との連携を含む。）を行う。

エ 「ひろプロ」の普及・促進（調査研究）

モデル市町やその他の地域における取組状況等について調査研究し、その成果をまとめて共有する。また、汎用性のある事業モデルをモデル市町と協働開発し、「「ひろプロ」コーディネーターハンドブック」を作成して研修ツールとしての活用を図る。さらに、取組の成果をホームページや県の広報紙へ掲載するなどして、県民及び県内市町に周知し、新たな参加者層の巻き込み及び取組の普及・啓発等を図る。

オ 広島県公民館連合会との連携

本事業の実施に当たっては、広島県公民館連合会と連携して進める。

- (2) モデル市町の取組

ア 事業実施組織（検討チーム）の設置・運営

構成は、公民館等職員（地域づくりのための学習プロジェクト立案研修修了者等）、市町職員（社会教育主事及び地域課題に関する担当課職員等）、広島県立生涯学習センター職員（社会教

育主事等)、地域住民等とし、次の事項を取り扱う。企画・運営は、公民館等職員と市町職員(社会教育主事等)がコーディネートする。

(7) 地域住民と行政の協働による解決が可能で、かつ、住民の主体的な参画が期待される地域課題を選定し、課題解決のための具体的方策の実施体制を検討する。

(イ) 地域課題に関わる広島県の担当課職員及び広島県教育委員会の担当課職員等を招聘し、研修会を企画・実施する。

(ウ) 地域課題の解決に必要な学びを提供するための講師(アドバイザー)を選定し、招聘する。

(エ) 講師(アドバイザー)による助言や参加者による熟議等とおして、地域住民と行政の協働による課題解決のための事業開発の具体的方策を検討する。

イ 実践

事業実施組織において検討された具体的方策を地域住民と行政が協働して実践する。

※上記における会議・研修会等の実施回数は、実施主体において設定する。また、実行委員会等による実施も可とする。

4 事業実施に係る経費負担

(1) 広島県教育委員会(広島県立生涯学習センター)

- ・地域づくりのための学習プロジェクト立案研修(県主催)に係る経費
- ・広島県立生涯学習センター職員訪問に係る旅費(年間5回)
- ・講師(アドバイザー)招聘に係る報償費、旅費(事業開始年度及び次年度)

(2) モデル市町

- ・「ひろプロ」実践の取組に係る経費(他事業の助成金活用等を含む。)

5 モデル市町の決定及び事業計画・報告

(1) 事業計画

事業を実施するモデル市町は、事業実施初年度前に、3か年分「事業計画書(様式第1号)」を広島県立生涯学習センター所長に提出する。

(2) モデル市町の決定

広島県立生涯学習センター所長は、市町の課題やニーズ等を調整の上、モデル市町について決定し、当該市町教育委員会に通知する。

(3) 事業報告

事業を実施したモデル市町は、各年度の事業終了後、年度内に「事業報告書(様式第2号)」を広島県立生涯学習センター所長に提出する。

6 事業の評価・検証

当該年度の事業の成果や課題等に関する評価・検証を図り、次年度に向けて事業内容を精査する。

7 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定める。